平成２３年（フ）第４０６号
川崎市川崎区塩浜３丁目19番３号　塩浜第３荘206、前住所横浜市港北区日吉本町３丁目40番17号　サンライン45―205号室
債務者　松山　俊一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
川崎市川崎区浜町１丁目21番１号　マツダヤビル201
債務者　江田　　裕
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
川崎市多摩区宿河原６丁目18番２号　レジデンス向ヶ丘Ａ301
債務者　小澤　祥子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２４号
川崎市宮前区東有馬３丁目18番１―302号　オーシャンハイム、前住所川崎市多摩区宿河原６丁目６番18号　関荘１Ｆ
債務者　横山　君則
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
川崎市宮前区南平台５番２―406号　市営住宅
債務者　林　　政男
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
川崎市多摩区生田１丁目28番40―105号
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
川崎市川崎区東門前３丁目４番１号　七洋荘205
債務者　八鍬　光男
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
長野県小諸市大字御影新田2565番地１　アーバンステート101、前住所長野県小諸市大字市701番地21
債務者　上田　文枝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第８０７号
東京都昭島市朝日町１丁目３番12号アーバンハイム203号
債務者　山本力こと　金　　力
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２号
石川県能美市下開発町ケ22番地１、従前の住所石川県金沢市田島町へ69番地
債務者　ラーメン瑤香こと　中川　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３８７号
川崎市宮前区菅生ケ丘１番26号　ラ・カメラ103
債務者　鳴海　　有
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
川崎市多摩区寺尾台１丁目19番地４　トーラーハイツ102
債務者　上原　秀基
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
愛知県豊橋市大岩町字北山367番地の１
債務者　渡辺　喜則
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２３４号
青森市原別２丁目３番12号　花栄荘１号
債務者　村上かちゑ
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係